

○粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則

(昭和 55 年 1 月 25 日規則第 2 号)

改正 昭和 60 年 4 月 8 日規則第 6 号 平成元年 12 月 22 日規則第 5 号
平成 5 年 3 月 25 日規則第 3 号 平成 8 年 12 月 24 日規則第 16 号
平成 11 年 3 月 31 日規則第 5 号 平成 13 年 6 月 29 日規則第 6 号
平成 18 年 8 月 25 日規則第 24 号平成 20 年 3 月 27 日規則第 8 号
平成 20 年 6 月 24 日規則第 12 号平成 20 年 12 月 22 日規則第 23 号
平成 23 年 5 月 27 日規則第 12 号平成 28 年 3 月 31 日規則第 19 号
平成 28 年 6 月 28 日規則第 31 号--年--月--日規則第--号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和 49 年粕屋町条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格の認定申請の手続)

第 3 条 条例第 5 条の規定による申請は、次の各号により行うものとする。

(1) 重度心身障害者医療費(以下「重度障害者医療費」という。)の受給資格の認定を受けようとする者は、重度障害者医療費受給資格認定申請書を町長に提出しなければならない。

(2) 町長は、3 年ごとに一定の期日を定めて重度心身障がい者(以下「重度障がい者」という。)の受給資格の認定の更新を行うものとする。この場合において、受給資格の認定を受けようとする者は、前号の申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証(以下「被保険者証等」という。)

(2) 条例第 2 条第 1 項第 1 号の重度及び同項第 3 号の中等度の知的障がい者と判定されたことを証する書類、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害者保健福祉手帳

(3) 重度障がい者の前年の所得(1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得)の額を証する書類

(4) 重度障がい者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者で、当該重度障害者の生計を維持する者の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得)の額を証する書類

(5) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類

(6) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、受給資格の認定を更新する場合において、重度障害者医療費の支給を受けることができる者を町の公簿等によって確認できるときは、前項の規定にかかわらず、重度障害者医療費受給資格認定申請書及び被保険者証等を提出させず、又はその一部を省略させることができる。

(医療証の交付及び不交付の通知)

第4条 条例第6条第1項の規定による重度障害者医療証(以下「医療証」という。)の交付は、3歳から15歳までの者に対しては医療証(3歳から15歳用)により、15歳から65歳未満の者に対しては医療証(15歳から65歳未満用)又は(15歳から65歳未満、精神障害者用)により、65歳以上の者に対しては医療証(65歳以上用)又は(65歳以上、精神障害者用)により行うものとする。

2 町長は、条例第6条第3項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(医療証の有効期限等)

第5条 医療証の有効期限は、第3条第1項第2号の規定により、町長が定める受給資格の更新を行う日(以下「更新日」という。)の前日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日までとする。

(1) 次の更新日までの間に受給資格の認定の期間が満了する場合、当該重度障がい者の受給資格の認定の期間が満了する日の属する月の末日

(2) 15歳に達する場合 15歳に達する日以後の最初の3月末日

(3) 65歳未満の者が次の更新日までに65歳に達する場合 65歳に達する日の属する月の末日

2 受給資格者は、医療証の有効期限が過ぎたときは、当該医療証を、速やかに町長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第6条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、重度障害者医療証再交付申請書を町長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第7条 条例第7条で規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーション、その他町長の定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)とする。

(重度障害者医療費の請求)

第8条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により重度障害者医療費の支払を町長に請求しようとするときは、請求書を町長に提出しなければならない。ただし、受給資格者が国民健康保険の被保険者以外にあっては、重度障害者医療費請求書を提出するものとする。

(重度障害者医療費の支給申請)

第9条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により重度障害者医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて重度障害者医療費支給申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、重度障がい者が粕屋町国民健康保険の被保険者であって、当該重度障がい者に係る重度障害者医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(医療費に関する決定の通知)

第10条 町長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、重度障害者医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出)

第11条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 重度障がい者の住所及び氏名

(2) 重度障がい者の世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)の住所及び氏名(重度障がい者が被保険者等でない場合のみ)

- (3) 受給資格者の住所及び氏名(受給資格者が重度障がい者又は被保険者等でない場合のみ)
 - (4) 重度障がい者の死亡
 - (5) 重度障がい者の被保険者等
 - (6) 重度障がい者の被保険者等に係る保険者
 - (7) 障がいの程度が軽減した事実
 - (8) その他町長が必要と認める事項
- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により届出をしようとするときは、次項に該当する場合を除き、重度障害者医療変更届に医療証を添え、これを町長に提出しなければならない。
 - 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、重度障害者医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを町長に提出しなければならない。
 - 4 受給資格者は、重度障害者医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を直ちに町長に届け出なければならない。

(様式)

第12条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月8日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(平成元年12月22日規則第5号)

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成8年12月24日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第5号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、様式第5号及び様式第6号の改正規定は平成9年9月1日から適用する。

附 則(平成13年6月29日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則(平成18年8月25日規則第24号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 規則第 11 条に定める様式第 5 号から様式第 7 号までの様式については、当分の間、改正前の様式を取り繕って使用することができる。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 8 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 24 日規則第 12 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和 49 年粕屋町条例第 24 号)による受給資格の認定及び受給資格者に対する重度障害者医療証の交付の手続きをすることができる。

附 則(平成 20 年 12 月 22 日規則第 23 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても受給資格者に対して重度障害者医療証を交付することができる。

附 則(平成 23 年 5 月 27 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 19 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 28 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成 28 年粕屋町条例 12 号)による受給資格の認定及び受給資格者に対する医療証の交付の手続きをすることができる。

附 則(平成 28 年 6 月 28 日規則第 31 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(---年---月---日規則第---号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。